

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）による地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例（平成２８年伊丹市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「令和４年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に、「２年」を「３年」に改め、同条第２項中「第１０条第８項第５号」を「第１０条第８項第６号」に、「第４２条の４第８項第６号」を「第４２条の４第１９項第７号」に、「同法第６８条の９第８項第５号」を「法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第６項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

付則第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用する。